

令和4年分（令和4年1月から令和4年12月まで） 政治資金収支報告書の概要

岩手県において主として活動する政治団体の会計責任者は、毎年の収支等を岩手県選挙管理委員会（以下「県選管」という。）に報告しなければならない、また、これを受けた県選管は、その要旨を公表するものとされています。

今般、県選管では、令和4年分の収支等の報告を取りまとめたので、次のとおり公表します。

公表日 11月24日

公表方法 岩手県報に要旨を登載するほか、県選管ホームページに各団体が提出した収支報告書をスキャンしたPDFデータを掲載します。

（注） 2以上の都道府県において活動を行う総務大臣届出の団体に関わるものは含まれません。

1 提出団体の状況（詳細は公表資料2ページに記載）

- (1) 県選挙管理委員会に対する届出団体：1,207団体（前年1,193団体）
- (2) 政治資金収支報告書提出団体：775団体（前年742団体）
- (3) 提出率：64.2%（前年62.2%）

なお、届出団体及び提出団体から、政治資金規正法第17条第2項適用団体（※）を除いた団体の数は届出団体788団体、提出団体775団体であり、その提出率は98.4%である。

※ 収支報告書を2年続けて提出しなかったことにより、政治活動のため寄附を受け、又は支出をすることができない団体。

2 収支の状況（詳細は公表資料3～14ページに記載）

- (1) R4収入総額：1,553,640千円（対前年比：108,701千円増（7.5%増））
 - ・ うち本年收入額：1,072,351千円（対前年比：102,567千円増（10.6%増））
- (2) R4支出総額：988,648千円（対前年比：27,109千円増（2.8%増））
 - ・ 経常経費：428,472千円（対前年比：2,594千円減（0.6%減））
 - ・ 政治活動費：560,177千円（対前年比：29,704千円増（5.6%増））
 - 政治活動費のうち、寄附・交付金：234,138千円（対前年比：17,540千円減（7.0%減））

3 収入500万円以上の団体（詳細は公表資料15～17ページに記載）

- (1) 収入総額が500万円以上の団体（政党の支部を除く）：19団体（前年16団体、3団体増）
- (2) 上記19団体のうち、支出総額が500万円以上の団体：6団体（前年7団体、1団体減）

4 政治資金パーティーのうち特定パーティーの開催状況（詳細は公表資料18ページに記載）

- (1) 報告団体数：1団体
- (2) 開催回数：1回

5 資産等の状況（詳細は公表資料19ページに記載）

- (1) 資産等所有報告団体数：延べ21団体（うち政党の支部12団体）
- (2) 報告があった項目：①土地、②建物、③動産、④預金又は貯金、⑤借入金

[参考]

資金管理団体…………… 政治家（公職の候補者等）のために政治資金の拠出を受け、政治家の政治資金を取り扱う政治団体をいい、政治家自らが代表の1団体に限り指定することができる。

国会議員関係政治団体… 以下の政治団体をいう。

- ① 国会議員・候補者（候補者となろうとする者を含む。）が代表者である資金管理団体その他の政治団体（1号団体）
- ② 租税特別措置法に規定する寄附金控除の適用を受ける政治団体のうち、特定の国会議員・候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体（2号団体）
- ③ 政党支部であって、国会議員に係る選挙区の区域を単位として設けられるもののうち、国会議員・候補者が代表者であるもの（みなし1号団体）

政治資金パーティー…… 対価を徴収して行われるパーティー、講演会等の催物で、当該催物の対価に係る収入から当該催物に要する経費を差し引いた残額を政治活動（選挙運動を含む。）に関し支出することとされているものをいう。

特定パーティー …………… 政治資金パーティーのうち、その対価に係る収入が1,000万円以上のものをいう。

別表 政党の支部、資金管理団体、その他の政治団体別の収支総額及び収支内訳

(単位:千円、%)

区分	収入総額 (a)+(b)	前年 繰越額(a)	本年収入額 (b)	収入の内訳							支出総額 (c)+(d)	支出の内訳							支出のうち 交付金	
				党費・ 会費	寄附	事業 収入	借入金	交付金	その他	経常経費 (c)		政治 活動費(d)	組織 活動費	選挙 関係費	機関紙誌 の発行そ の他の事 業費	調査 研究費	寄附・ 交付金	その他		
政党の支部	令和4年	1,021,414	205,030	816,383	44,138	243,249	30,333	8,500	487,091	3,072	730,927	342,801	388,126	105,575	33,255	82,008	1,656	162,348	3,284	154,086
	令和3年	925,883	197,293	728,591	45,043	222,462	320	25,964	432,461	2,341	720,853	335,297	385,556	83,804	51,401	57,176	2,049	189,288	1,838	34,285
	R4-R3	95,530	7,738	87,793	-905	20,787	30,013	-17,464	54,630	731	10,074	7,504	2,570	21,770	-18,147	24,833	-393	-26,940	1,446	119,801
	対R3 増減率	10.3%	3.9%	12.0%	-2.0%	9.3%	9379.1%	-67.3%	12.6%	31.2%	1.4%	2.2%	0.7%	26.0%	-35.3%	43.4%	-19.2%	-14.2%	78.7%	349.4%
資金管理団体	令和4年	112,522	43,877	68,645	927	64,601	2,553	0	0	564	74,531	25,071	49,460	7,479	0	7,510	580	31,767	2,124	0
	令和3年	112,490	46,726	65,764	1,911	63,372	470	0	0	11	67,613	30,122	37,491	3,875	0	6,171	58	21,209	6,179	0
	R4-R3	32	-2,849	2,882	-984	1,229	2,083	0	0	553	6,918	-5,050	11,968	3,604	0	1,340	522	10,558	-4,055	0
	対R3 増減率	0.0%	-6.1%	4.4%	-51.5%	1.9%	443.2%	-	-	5176.2%	10.2%	-16.8%	31.9%	93.0%	-	21.7%	904.5%	49.8%	-65.6%	-
その他の団体	令和4年	419,704	232,382	187,322	56,941	111,431	5,249	0	12,701	1,000	183,190	60,599	122,591	53,910	3,826	20,381	1,530	40,023	2,921	5,664
	令和3年	406,566	231,136	175,429	61,182	98,869	4,020	0	10,825	533	173,073	65,648	107,425	39,211	6,683	17,110	1,238	41,181	2,003	5,734
	R4-R3	13,138	1,246	11,893	-4,241	12,562	1,230	0	1,876	466	10,117	-5,049	15,165	14,699	-2,857	3,272	292	-1,158	918	-70
	対R3 増減率	3.2%	0.5%	6.8%	-6.9%	12.7%	30.6%	-	17.3%	87.5%	5.8%	-7.7%	14.1%	37.5%	-42.7%	19.1%	23.6%	-2.8%	45.8%	-1.2%
合計	令和4年	1,553,640	481,289	1,072,351	102,006	419,282	38,136	8,500	499,792	4,635	988,648	428,472	560,177	166,963	37,081	109,900	3,766	234,138	8,329	159,750
	令和3年	1,444,939	475,155	969,784	108,136	384,703	4,810	25,964	443,286	2,884	961,539	431,066	530,473	126,890	58,084	80,456	3,345	251,678	10,020	40,019
	R4-R3	108,701	6,134	102,567	-6,130	34,579	33,326	-17,464	56,506	1,751	27,109	-2,594	29,704	40,073	-21,003	29,444	421	-17,540	-1,691	119,731
	対R3 増減率	7.5%	1.3%	10.6%	-5.7%	9.0%	692.8%	-67.3%	12.7%	60.7%	2.8%	-0.6%	5.6%	31.6%	-36.2%	36.6%	12.6%	-7.0%	-16.9%	299.2%

注1 対R3増減率=(令和4年-令和3年)÷令和3年
 2 四捨五入をしているため、計が一致しない場合がある。
 3 前年公表後の提出や訂正等を反映しているため、R3数値は昨年の公表数値と一致しない場合がある。